

**養豚業におけるエコフィードの利用の促進と  
廃棄物処理法制**

**都道府県・市町村御担当者向け資料集  
(ガイドブック)**

**平成 27 年 4 月**

**環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室  
廃棄物対策課  
産業廃棄物課**

## 目次

### はじめに

I	食品リサイクル法の特例措置等の活用	I-1
1	食品リサイクルループ認定制度	I-2
2	登録再生利用事業者制度	I-4
3	食品リサイクル法に基づく事業の円滑な実施のために	I-6
4	廃棄物処理法の再生利用指定制度	I-9
II	特例制度等を活用したエコフィードの利用促進事例	II-1
1	特例制度等を活用したエコフィードの利用促進の事例	II-1
2	特例制度等を活用したエコフィードの利用促進事例集	II-2
III	廃棄物処理法の運用についての再周知	III-1

### 参考資料

はじめに

食品リサイクルの手法の一つである飼料化については、食品循環資源（いわゆる食品残さのうち有用なもの）が有する豊富な栄養価を最も有効に活用できるリサイクルの手法であることから、環境保全を前提にしつつ、地域の実情に応じて、その促進を図ることが求められています。また、我が国は家畜用飼料の約7割を海外からの輸入に依存していますが、食品循環資源の飼料の原材料としての利用は、飼料自給率の向上にも寄与する取組です。

平成26年6月に「養豚農業振興法」が公布・施行されました。このことを機に、養豚業におけるいわゆる「エコフィード」（食品循環資源を原材料とする飼料）の製造及び利用の更なる促進が求められているところです。

エコフィードの製造及びその利用については、従来から、食品リサイクル法<sup>1</sup>に基づく特例措置等を通じ、その促進が図られてきました。一方、関係者からは、食品循環資源について、廃棄物処理法<sup>2</sup>の下での廃棄物該当性の判断について各地域においてばらつきがある、食品リサイクル法の特例制度等の周知・活用が十分になされていない場合があるとの指摘がなされています。

これを受けて、環境省では、養豚農業振興法に基づく養豚農業の振興に関する基本方針の公表（平成27年4月）に合わせ、養豚業におけるエコフィードの利用について、環境保全を前提としつつ、地域の実情に応じて更なる促進を図っていただく際の参考としていただけるよう、

- ・食品リサイクル法等の下での特例制度についての紹介
- ・特例制度を活用したエコフィードの利用促進事例
- ・廃棄物処理法の運用の指針（環境省から発出されている通知）

を資料集（ガイドブック）として取りまとめました。

本資料集は、主として都道府県及び市町村の担当者に向けた参考資料として作成しておりますが、関係事業者等においても参考にいただき、養豚業におけるエコフィードの利用を含めた食品リサイクル推進の好事例の普及の一助となれば幸いです。

---

<sup>1</sup> 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）。

<sup>2</sup> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）。



## I 食品リサイクル法の特例措置等の活用

食品リサイクル法の特例制度等の活用により、廃棄物処理法上の許可が一部不要となります。

食品残さについては、まず可能な限りその発生を抑制する必要がありますが、発生した物については可能な限りリサイクルをする必要があります。

食品リサイクル法では、食品残さ<sup>3</sup>のうち有用なものを「食品循環資源」と呼び、食品製造業者、食品小売業者、外食事業者等の食品関連事業者<sup>4</sup>から発生する食品循環資源について、リサイクル（飼料化、肥料化等<sup>5</sup>）を実施すること等を促進しています。中でも、**エコフィードとしての利用（食品循環資源の飼料化）は、食品リサイクル法において最も優先順位の高いリサイクル手法**として位置付けられています<sup>6</sup>。

食品リサイクル法では、

- ・ **再生利用事業計画（いわゆる「食品リサイクルループ」）認定制度**
- ・ **登録再生利用事業者制度**

の2つの特例制度の運用を通じ、食品循環資源のリサイクルを促進しています（図1）。

### 食品リサイクルループ認定制度

- ・ 食品関連事業者、リサイクル業者、農林漁業者等の3者が連携し、食品循環資源を再生利用した飼料・肥料の利用により生産された農畜水産物等の利用までを含めた計画（再生利用事業計画）を策定した場合について、その申請に基づき、国が認定する制度

### 登録再生利用事業者制度

- ・ 食品循環資源のリサイクルを行う事業者のうち、優良な事業者について、その申請に基づき、国が登録する制度

図1 食品リサイクル法の下での2つの制度

<sup>3</sup> 食品リサイクル法では「食品廃棄物等」と呼ばれています。

<sup>4</sup> 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者のほか、飲食店業その他食事の提供を伴う事業（沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業及び旅館業）が含まれます。

<sup>5</sup> 飼料化、肥料化、炭化（燃料及び還元剤として利用するものに限る）、油脂及び油脂製品化、エタノール化並びにメタン化が規定されています。

<sup>6</sup> 食品関連事業者が取り組むべき措置として、食品循環資源の再生利用について「飼料の原材料として利用することができるものについては、可能な限り飼料の原材料として利用すること」としています。

また、廃棄物処理法に基づき地方自治体において活用できるものとして、**再生利用指定制度**という制度があります。

## 1 食品リサイクルループ認定制度

### (1) 食品リサイクルループ認定制度の概要

食品リサイクル法においては、食品循環資源の発生者である食品関連事業者、これらの食品循環資源について飼料化等を行うリサイクル業者、リサイクルにより製造された飼料・肥料（特定肥飼料等）について利用する農林漁業者等の3者が連携し、**食品関連事業者による食品循環資源の排出、リサイクル事業の実施、リサイクル事業により製造された飼料・肥料の利用による農畜水産物等の生産、これらの農畜水産物等の食品関連事業者による利用までを含めた計画**（再生利用事業計画）を策定した場合に、**国の認定を受ける**ことができます。この制度を通称「食品リサイクルループ認定制度」と呼んでいます（図2）。

認定を受けると、その**認定を受けた計画の範囲内での食品循環資源の収集運搬について、廃棄物処理法に基づく市町村ごとの一般廃棄物の収集運搬業の許可が不要**となる特例等が設けられています。

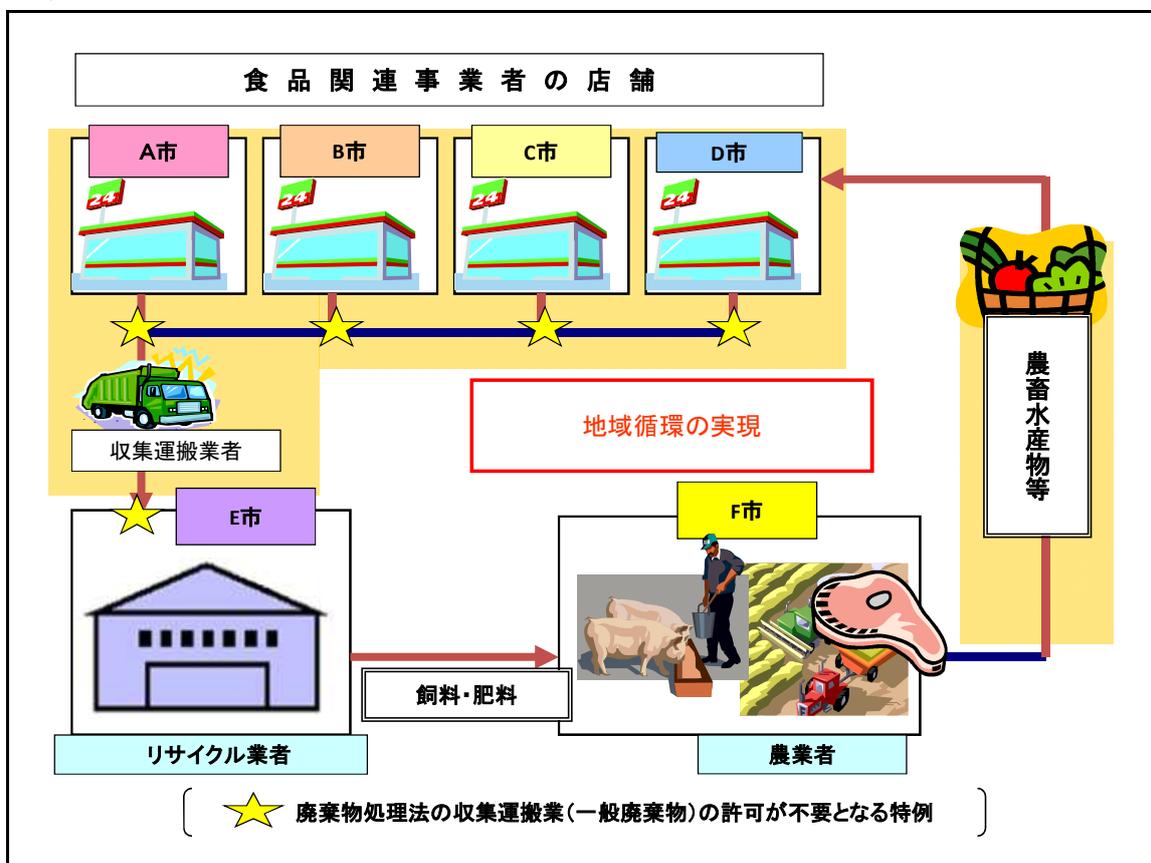


図2 食品リサイクルループ認定制度の概要

食品リサイクルループ認定制度は、以下のような理由により、**食品リサイクルのあるべき姿の一つとして更なる推進を図る必要がある**ものと考えています。

- ・ **食品リサイクルが比較的進みづらい食品流通の川下**（食品小売業者、外食事業者）から発生する食品循環資源のリサイクルを促進するものであること
- ・ リサイクル事業により製造された飼料・肥料の農林漁業者等による利用に加え、農林漁業者等により生産された農畜水産物等の食品関連事業者による利用までもが確保されたかたちで実施されるリサイクル事業であり、適切に実施された場合には廃棄物の**不適正処理が発生するおそれが高い**こと
- ・ 飼料化又は肥料化といった**優先順位の高い食品リサイクルを実現**する事業であること
- ・ **地域循環圏<sup>7</sup>の構築に寄与**するものであること

## （２）食品リサイクルループの認定主体

**認定を行う国の主体は、環境大臣、農林水産大臣等**です。認定においては、主として以下の点を審査しています。

- ・ 飼料・肥料（特定肥飼料等）の製造を行うリサイクル事業者が、そのリサイクル事業を確実に実施することができると認められること
- ・ リサイクル事業により得られた飼料・肥料の製造量に見合う利用を確保する見込みが確実であること
- ・ リサイクル事業により得られた飼料・肥料の利用により生産された農畜水産物（特定農畜水産物等）の生産量のうち、食品関連事業者が利用すべき量として食品リサイクル法の省令に定められた量（生産量の原則 50%）以上の量の利用を確保する見込みが確実であること
- ・ 食品循環資源の収集運搬を行う者について、収集運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること、収集運搬を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること、収集運搬を自ら行う者であること、欠格要件に該当しないこと

<sup>7</sup> 地域や循環資源の特性に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては循環の環を広域化させ、重層的な地域循環を構築していくという考え方。「第3次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月閣議決定）に示されている。

### (3) 食品リサイクルループの認定状況

認定を受けた食品リサイクルループ事業は平成 26 年 12 月末現在において 53 件（うち養豚に係るものは 16 件）です。認定を受けた食品リサイクルループ事業の一覧は、農林水産省のホームページ<sup>8</sup>に掲載されています。

新たに食品リサイクルループの認定を受けた事業があった場合、また既存の食品リサイクルループ認定事業について変更の認定があった場合には、**国は、都道府県（食品リサイクル法担当部局）に対して認定があった旨の通知**を行い、また**都道府県に対して管下の市町村への周知を依頼**しています。

## 2 登録再生利用事業者制度

### (1) 登録再生利用事業者制度の概要

食品循環資源の再生利用を促進していく上では、食品関連事業者が第三者への委託により再生利用を実施する場合において、その委託先となるリサイクル業者の育成を図っていくことが重要です。

このため、食品リサイクル法においては、**食品循環資源の再生利用を行うリサイクル業者のうち、優良な事業者について、その申請に基づき、国が登録を行う制度（登録再生利用事業者制度）**が設けられています。

再生利用事業者が登録を受けた場合には、その円滑な再生利用の実施を促進するため、当該再生利用事業者の事業場への一般廃棄物の運搬について、**当該事業場のある市町村（荷下ろし地）における廃棄物処理法上の一般廃棄物収集運搬業の許可が不要となる特例**が設けられています（図 3）。また、当該登録を受けた再生利用事業について、**廃棄物処理法に基づき各市町村の条例で定められている一般廃棄物処分手数料の上限が適用されない特例等**が設けられています。

### (2) 再生利用事業者の登録主体

**登録を行う国の主体は、環境大臣、農林水産大臣等**です。登録においては、主に以下の点を審査しています。

<sup>8</sup> <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/>

- ・リサイクル事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして、食品リサイクル法の省令で定める基準（適切な廃棄物処分業の許可・施設設置許可を有すること、品質・需要の見込み等に照らし飼料・肥料等（特定肥飼料等）が利用されず廃棄されるおそれが少ないと認められること、特定肥飼料等製造施設について安定的な運転・適正な維持管理を行うことができるものであること 等）に適合するものであること
- ・特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模が、再生利用事業を効率的に実施するに足りるものとして食品リサイクル法の省令で定める基準（1日当たりの食品循環資源の処理能力が5トン以上）に適合するものであること
- ・リサイクル事業を円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有すること 等

なお、近年、登録再生利用事業者の中には、重大な生活環境保全上の支障を生じさせて事業が継続できなくなった者や、適切な再生利用事業が実施されていない者等が確認されたことを踏まえ、登録再生利用事業者による再生利用事業の的確な実施を確保するため、**再生利用事業者の登録に当たってこれまでの再生利用事業の実績を考慮するよう、今後登録に係る要件を強化すること**としています。

### （3）再生利用事業者の登録状況

登録再生利用事業者は、平成26年9月末現在において183件（うち飼料の製造を行う事業者は65件）にまで増加し、食品循環資源の再生利用の促進に貢献してきたところです。

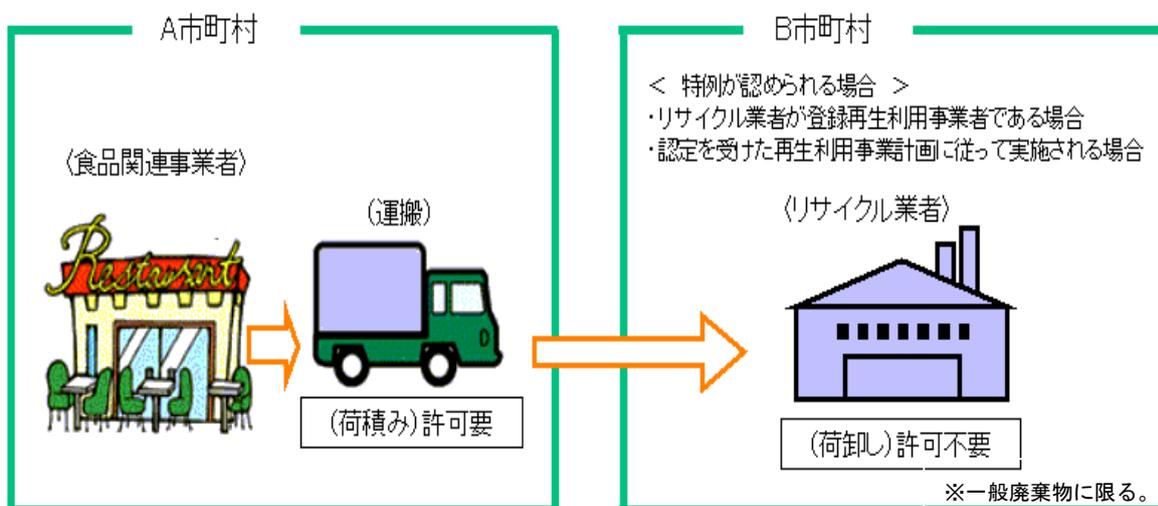


図3 登録再生利用事業者制度の概要

### 3 食品リサイクル法に基づく事業の円滑な実施のために

地域における食品リサイクルを推進するためには、各地域での食品循環資源の発生状況、リサイクル製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、都道府県・市町村が主体的な役割を担うことが求められています<sup>9</sup>。

市町村におかれましては、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する立場から、環境保全を前提としつつ、食品リサイクル等を地域の実情に応じて推進するため、民間事業者の活用・育成や、市町村が自ら行うリサイクルの実施等について、**市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう**、お願いいたします。

特に、食品リサイクルループ事業については、その事業の範囲内において、リサイクル製品（飼料・肥料）の確実な利用が見込まれるものであることから、当該**食品リサイクルループ事業の中での市町村の区域を越えた食品循環資源の収集運搬及びリサイクルが、環境保全を前提に円滑に行われるよう**、一般廃棄物処理計画における位置付けを含め、市町村において積極的に御対応いただけるよう、お願いいたします。

一方、食品リサイクル法の登録を受けた再生利用事業者や食品リサイクルループ事業に関わる事業者について、生活環境保全上の支障を生じさせる、適切なリサイクル事業が実施されていない等の**不適正処理が発覚した場合には、国としても関係都道府県・市町村と連携し、迅速な対応**を行います。関連する情報に接した場合には、**国への情報提供**を何卒よろしくお願いいたします。

なお、国においては、中央環境審議会において平成 26 年 10 月に取りまとめられた「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（意見具申）や、平成 27 年 4 月に取りまとめられた「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針等の策定について」（答申）の提言等を踏まえ、今後、食品リサイクル法に基づき新たな食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を策定することを予定していますが、その内容は、主に以下のとおりです。

<sup>9</sup> 平成 26 年 10 月に中央環境審議会において取りまとめられた「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（中央環境審議会意見具申）における提言。

- ・食品廃棄物等多量発生事業者（食品リサイクル法において年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上である食品関連事業者と定義）以外の食品関連事業者は、他の食品関連事業者と連携し、食品循環資源の収集運搬や再生利用の委託先を共通にすることで収集運搬等の効率を高め、食品循環資源の再生利用等（食品廃棄物等の発生抑制・減量及び食品循環資源の再生利用・熱回収をいう。以下同じ。）の費用の削減に努めることが有効。関係する地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等を進める観点から、このような取組が地域の実情に応じて促進されるよう必要な措置を講ずるよう努める。
- ・市町村は、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえて一般廃棄物の処分に係る受入手数料を決定することが望ましい。
- ・市町村は、一般廃棄物の3R（発生抑制、再使用及び再生利用）を進めるため、廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進する。
- ・都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、各都道府県が実施する循環型社会形成推進に係る施策において食品循環資源の再生利用等を位置付け、食品循環資源の再生利用等の更なる推進を図る。等

こうした内容も御参照いただきながら、地域における食品リサイクルの取組の一層の促進<sup>10</sup>をお願いいたします。

国としては、地方公共団体による地域の食品リサイクルの取組に資するよう、例えば以下のような取組を実施する予定です。

- ・食品リサイクル法に基づき食品関連事業者が国に対して行っている食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量の定期報告について、今後、都道府県別のデータについても報告させることとし、国はこれらを都道府県別に整理し、公表する。
- ・地方公共団体に対して、食品リサイクル法等の制度に係る説明会・意見交換を定期的実施する。

食品リサイクル法についてのお問い合わせは、環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室（食品リサイクル法担当）までお願いいたします。

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課  
リサイクル推進室 食品リサイクル法担当  
TEL：03-3581-3351（内線6837）

<sup>10</sup> 廃棄物については、まず可能な限りその発生を抑制（リデュース）する必要があり、この優先順位を変更するものではありません。

## ＜よくある御質問＞

**Q 認定を受けた食品リサイクルループ事業での食品循環資源の収集運搬が具体的にどこで行われているか、どのように確認できますか。**

**A 都道府県に対して通知している文書の中で確認できます。**

1（3）に記載したとおり、新たに食品リサイクルループの認定を受けた事業があった場合、また既存の食品リサイクルループ認定事業について変更の認定があった場合には、国は、都道府県（食品リサイクル法担当部局）に対して認定があった旨の通知を行い、また都道府県に対して管下の市町村への周知を依頼しています。認定を受けた食品リサイクルループ内での食品循環資源の収集運搬については、通知書類に添付されている食品循環資源を発生させる事業場から特定肥飼料等の製造の用に供する施設への食品循環資源の収集、運搬及び搬入に関する計画書において確認できます。

**Q 食品リサイクル法の特例を活用する事業であっても、自らの市町村からの一般廃棄物の搬出量と、自らの市町村への一般廃棄物の搬入量とを把握し、管理する必要があります。留意点はありますか。**

**A 食品リサイクル法に基づく事業が円滑に行われるよう配慮をお願いします。**

管内の一般廃棄物について統括的な処理責任を有する市町村においては、たとえ食品リサイクル法に基づく特例措置を活用して行われる事業であっても、自らの市町村からの一般廃棄物の搬出量と、自らの市町村への一般廃棄物の搬入量とを把握し、管内の一般廃棄物処理を確実に実施する観点から一定の管理をする必要があると言えます。環境省としても、食品リサイクルループの認定を受ける事業者に対して、あらかじめ関係する市町村等に対して情報提供を行い、当該市町村等から廃棄物処理法に基づく指導等があればこれに従うよう、指導しています。

ただし、食品リサイクルループ事業の循環型社会形成推進施策上の意義を踏まえ、食品リサイクルループ事業が円滑に行われるよう、配慮をお願いいたします。搬入量・搬出量の把握については、前述のとおり、都道府県に対して通知している文書の中でも確認が可能です。

なお、一般廃棄物処分業の許可については、特例はありません。

**Q 市町村の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬を行っている事業者が、許可を受けていない食品循環資源（一般廃棄物に該当するもの）の収集運搬について、認定を受けた食品リサイクルループ事業の範囲内で実施することは可能ですか。**

**A 可能です。**

市町村の許可を受けて行っている一般廃棄物の収集運搬については当該市町村、国の認定を受けた食品リサイクルループ事業の範囲内において行っている食品循環資源（一般廃棄物に該当するもの）の収集運搬については国が管理することとなります。

なお、前述のとおり、国の認定を受けた食品リサイクルループ事業の範囲内での食品循環資源の収集運搬であっても、市町村が管内の一般廃棄物の統括的な処理責任を有する者として食品循環資源の搬入量・搬出量の把握等の対応を別途行うことは妨げられません。

## 4 廃棄物処理法の再生利用指定制度

廃棄物処理法の下では、**再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処理を行う者であって市町村長の指定を受けたもの**について、当該市町村長の**一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可が不要**になる制度（以下「一般廃棄物再生利用指定制度」という。）が設けられています。

また、産業廃棄物についても同様に、**再生利用されることが確実であると都道府県知事等<sup>11</sup>が認めた産業廃棄物のみの処理を行う者であって都道府県知事等の指定を受けたもの**について、当該都道府県知事等の**産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可が不要**になる制度（以下「産業廃棄物再生利用指定制度」という。）が設けられているところです。

この2つの制度は総称して「**再生利用指定制度**」と呼ばれています。

一般廃棄物及び産業廃棄物の再生利用指定制度は、その制度設計等が広く市町村長及び都道府県知事等の裁量に委ねられ、**地域の実情に応じた柔軟な運用が可能**なものとなっており、これが適正に活用される限り、民間事業者を活用した再生利用を促進するための有効な手段となり得るものです。

都道府県及び市町村におかれましては、環境保全を前提にしつつ、地域の実情に応じて、養豚業におけるエコフィードの利用の促進の事例を含めた食品リサイクルについて、一般廃棄物及び産業廃棄物の再生利用指定制度の活用を御検討いただくよう、お願いいたします。

### 産業廃棄物再生利用指定制度に係る主な指定基準

（平成6年4月1日付け 衛産第42号 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）

- 再生利用が営利を目的としないこと。（再生利用に要する適正な費用の一部を受け取ることは可能ですが、具体的には都道府県等に確認が必要です。）
- 再生利用の対象となる産業廃棄物について、取引関係が確立され、その取引に継続性があること。
- 再生利用の対象となる産業廃棄物の大部分が再生されること。
- 再生利用の過程で生ずる廃棄物が適正に処理されること。
- 生活環境保全上の支障が生じないこと。 等

※一般廃棄物の再生利用指定制度は、市町村ごとに指定基準を定めた上で運用されています。

<sup>11</sup> 都道府県知事及び廃棄物処理法第24条の2に規定する政令で定める市の長



## II 特例制度等を活用したエコフィードの利用促進事例

### 1 特例制度等を活用したエコフィードの利用促進の事例

食品リサイクル法に基づく食品リサイクルループの認定制度については、当該認定を受けた場合には、認定に係る計画内で行われる一般廃棄物の収集運搬（荷積み地及び荷下ろし地）について廃棄物処理法上の一般廃棄物収集運搬業の許可が不要となる特例を設けているものですが、市町村の区域を越えた食品リサイクルループ事業が円滑に実施されるよう、市町村の更なる御理解を得ていく必要があることが指摘されています。

また、廃棄物処理法に基づく再生利用指定制度については、その制度設計等が広く市町村長の裁量に委ねられ、一般廃棄物については一般廃棄物処理計画に適合する範囲で、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となっており、これが適正に活用される限り、民間事業者を活用したリサイクルを促進するための有効な手段となり得るものですが、一方では、裁量の範囲の広いことが、制度の導入をちゅうちょさせている側面もあると考えられます。

これらの点を踏まえ、環境省においては、**エコフィードの製造及びその利用の促進を図る観点から、食品リサイクル法の特例制度等を活用したエコフィードの製造及びその利用の促進に関する事例**を集め、下記2に掲載しました。

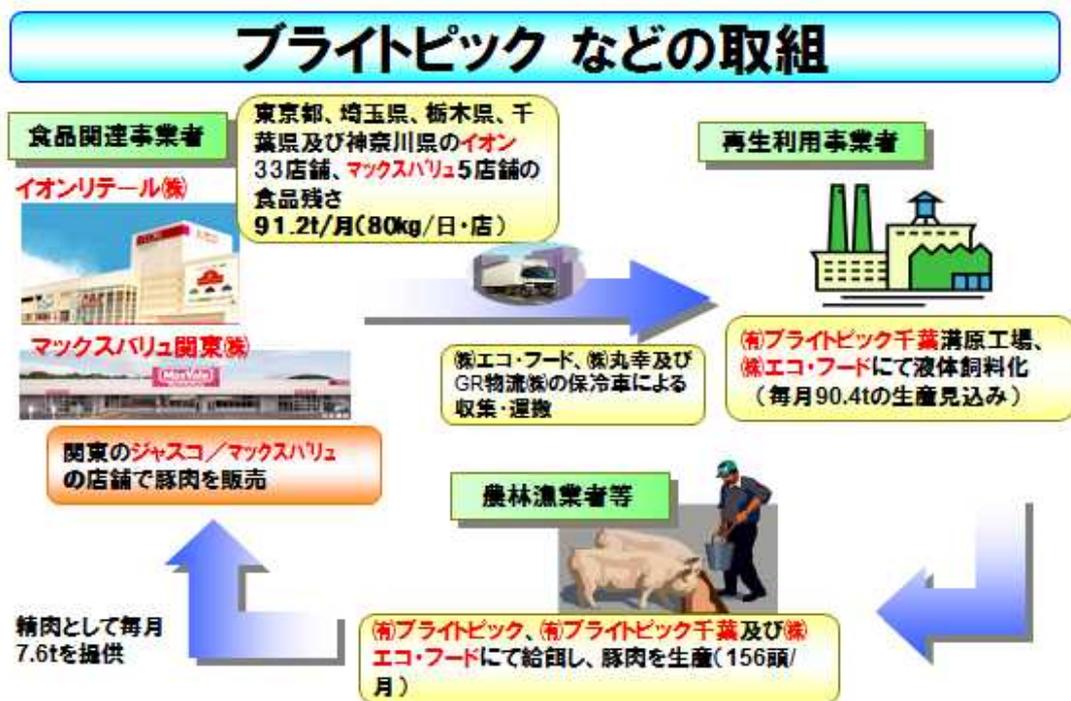
都道府県又は市町村におかれましては、本事例も参照いただき、エコフィードの製造及びその利用の促進を含めた食品リサイクルの取組の促進に努められますよう、よろしく願いいたします。

## 2 特例制度等を活用したエコフィードの利用促進事例集

### (1) 食品リサイクル法の再生利用事業計画認定制度を活用した事例

#### <事例1> (有)ブライトピックなどの取組

東京都、埼玉県、栃木県、千葉県及び神奈川県のパイオニア 33 店舗、マックスバリュ 5 店舗の食品残さを(有)ブライトピック千葉及び(株)エコ・フードにて飼料化し、当該飼料を(有)ブライトピック、(有)ブライトピック千葉及び(株)エコ・フードにて給餌して豚肉を生産し、当該豚肉を関東の(株)パイオニアリテール、マックスバリュ(株)の店舗で販売しています。



- ・ 養豚業を営む事業者が、エコフィードの製造にも取り組んでいる事例です。
- ・ 食品循環資源から液体の飼料を製造しています。

## ＜事例2＞(株)日本フードエコロジーセンターなどの取組

東京都、神奈川県内の小田急電鉄(株)、小田急商事(株)及び(株)小田急百貨店の計28店舗の食品残さを、神奈川県相模原市の(株)日本フードエコロジーセンターにおいて飼料化し、長野県、神奈川県の養豚農家において当該飼料を使用して豚肉の生産を行い、当該豚肉の相当量を小田急グループが購入し販売しています。

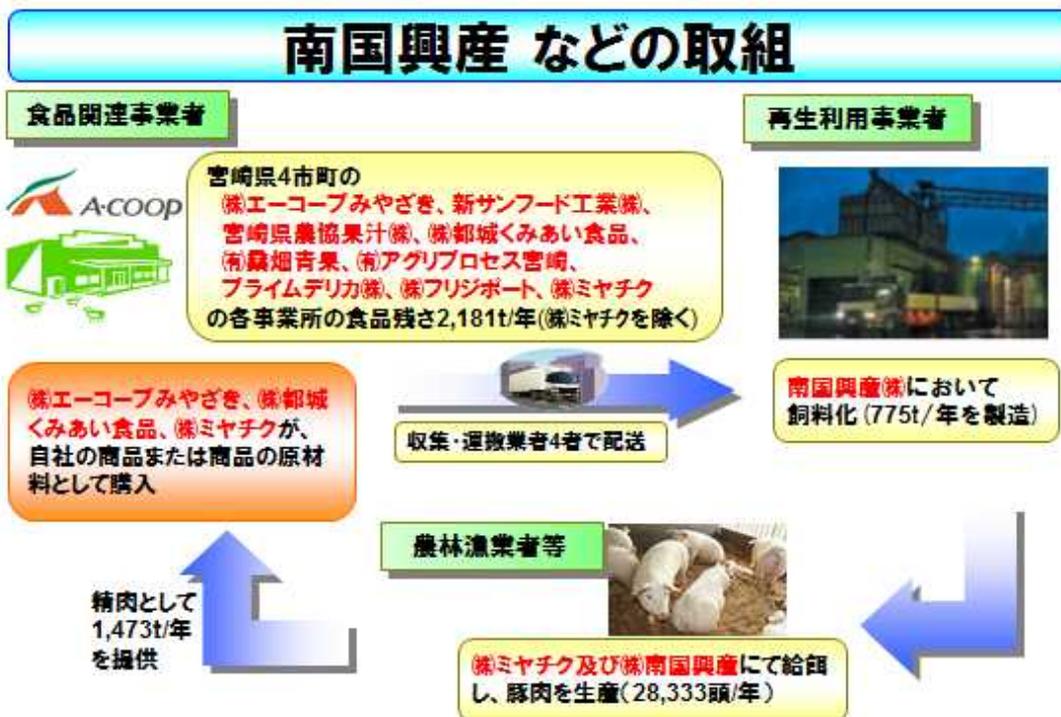
### 日本フードエコロジーセンター などの取組



- ・食品関連事業者が、グループとしてエコフィードの製造にも取り組んでいる事例です。エコフィードを利用して生産された豚肉を、食品関連事業者が購入し、自身の店舗で販売しています。
- ・食品循環資源から液体の飼料を製造しています。

### ＜事例3＞南国興産(株)などの取組

宮崎県4市町の(株)エコープみやざき、(株)都城くみあい食品、(株)ミヤチク等計9者の各事業所の食品残さを南国興産(株)において飼料化し、当該飼料を(株)ミヤチク及び南国興産(株)にて給餌し、豚肉を生産し、当該豚肉を(株)エコープみやざき、(株)都城くみあい食品及び(株)ミヤチクが自社の商品又は商品の原材料として購入しています。



- ・ 養豚業を営む事業者が、エコフィードの製造にも取り組んでいる事例です。
- ・ 多数の食品関連事業者から食品循環資源から収集しています。

### ＜事例4＞(有)上原商会などの取組

(株)タイヨー、サン食品(株)、新栄シティの鹿児島県の各店舗等の食品残さを(有)上原商会にて飼料化し、当該飼料を(株)鹿児島渡辺パークシャー牧場にて給餌して豚肉を生産し、当該豚肉をサン食品(株)が購入し、豚肉を使用した加工品等を製造し、(株)タイヨー及び新栄シティの各店舗で販売しています。

### ＜事例5＞中部有機リサイクル(株)などの取組

ユニー(株)の愛知県6店舗、岐阜県1店舗の食品残さを中部有機リサイクル(株)にて飼料化し、当該飼料を小久保畜産(株)にて給餌して豚肉を生産し、当該豚肉の一部をユニー(株)が購入し販売しています。

## (2) 再生利用指定制度を活用した事例

### <事例1>大阪府枚方市

関西一円で排出された食品残さ等を原材料として大阪府枚方市にある(有)蔵尾ファームの工場で飼料を製造し、その飼料を関連会社である(有)蔵尾ポークなどの養豚農家や飼料メーカーに販売している。

原材料としている食品残さ等としては、食品工場等で発生する余剰品(有価買取物又は産業廃棄物)が中心であるが、一般廃棄物再生利用指定制度を活用し、小売店等で発生するものなどの利用も想定している。



食品残さ等



(有)蔵尾ファーム



養豚農家・飼料メーカー

### <事例2>静岡県磐田市

一般廃棄物再生利用指定制度を活用し、厨芥類を対象として養豚農家を指定している。養豚農家においては、民間企業の社員食堂、ホテル、給食会社等の食べ残しや消費期限の到来した厨芥類を収集し飼料として給餌している。

### <事例3>静岡県袋井市

一般廃棄物再生利用指定制度を活用し、厨芥類を対象として養豚農家を指定している。養豚農家においては、給食センター、病院、飲食店等の食品残さや厨芥類等を収集し飼料として給餌している。

### <事例4>愛知県

愛知県内の飲料製造業者から排出された廃豆乳や豆乳粕を、愛知県内の養豚業者が豚の飼料として給餌するため、当該養豚業者が愛知県知事から産業廃棄物再生利用業の個別指定(動植物性残さを飼料として活用)を受けている。

### (3) その他

#### <事例>長崎県「エコフィード利用促進のためのマッチング会」

長崎県では、エコフィード利用促進のため、地域の食品関連事業者と畜産農家に加え飼料化事業者、廃棄物処理業者のマッチングの機会を創出し、食品残さの飼料化の促進を図っています。

#### 1. 経緯

長崎県では食品関連事業者と畜産農家の交流を促進する拠点作り、エコフィード利用に向けての取引等について具体的に協議し、飼料化する取り組みを支援しており、畜産経営者と食品関連事業者やその中間となる事業者とのマッチング機会を創出し、食品残さの飼料化を推進するため、平成 23 年度から「エコフィード利用促進のためのマッチング会」を開催。

平成 25 年度には、食品関連事業者と畜産農家に加えて飼料化事業者、廃棄物関連事業者の参加を得て開催。

#### 2. 平成 25 年度の開催概要

日 時：平成 25 年 12 月 11 日（水）

場 所：諫早文化会館展示室（諫早市宇都町 9-2）

内 容：（1）エコフィード利活用研修会

○第 1 部 飼料化技術の成功事例・失敗事例

（講師：（株）オルタナフィード 饗庭 功氏）

○第 2 部 リサイクルループを確立するための組織づくり

（講師：（株）日本フードエコロジーセンター 高橋巧一氏）

（2）エコフィードマッチング会

食品関連事業者の供給情報や実際に商談の場を準備し、飼料化を検討する畜産経営者だけではなく、食品関連事業者、廃棄物関連事業者、畜産関係団体の参加があり活発に情報交換がなされた。結果、取引開始にまで至ったものが 3 件（平成 25 年 12 月現在）あった。

その他、飼料化相談会や規格外バレイショの飼料化に関する研究成果の説明会などを併せて実施した。

図 長崎県エコフィード利用促進のためのマッチング会 概念図



出典：長崎県ホームページ

### Ⅲ 廃棄物処理法の運用についての再周知

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要です。これは食品リサイクルを行う場合でも同様であり、リサイクルされた後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、リサイクル前の物が廃棄物であると判断される場合、リサイクルの行為は廃棄物の処理に当たります。

**廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の実扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものです。**

【参考資料 1】「行政処分指針について」(平成 25 年 3 月 29 日付け環産廃発 1303299 号)

その他、廃棄物処理法の運用に関しては、例えば、

- ・排出時点で産業廃棄物と判断された物について、その産業廃棄物をリサイクル又はエネルギー源（発電燃料、ガス化の原料等）として利用するために有償で譲り受ける事業者等が占有者となった時点以降の、廃棄物処理法上の取扱いを明確化した通知
- ・廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業等の許可事務の取扱いに関して網羅的に示した通知

があります。

【参考資料 2】『規制改革・民間開放推進三か年計画（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）』において平成 16 年中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成 17 年 3 月 25 日付け環産廃発第 050325002 号、平成 25 年 3 月 29 日環産廃発第 13032911 号により一部改正）

【参考資料 3】「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」(平成 25 年 3 月 29 日付け環産廃発第 13032910 号)

**都道府県及び政令市では、エコフィードの製造に関する事例についても、上記の通知が適用され、廃棄物に該当しない場合も想定され得ることから、これらの通知に十分留意の上、個別具体的な事例に応じた適切な運用が求められます。**

なお、廃棄物処理法については生活環境の保全上支障を生じないよう厳格な運用が求められるものですが、その一方で**生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない適正な再生利用については、積極的に推進される必要があります。**

廃棄物に該当するか否かを含めた廃棄物処理法の運用については、地域の実情に応じて適切に実施される必要がありますが、都道府県又は市町村の区域を越える食品リサイクルの事業の実施に係る廃棄物処理法の運用について、都道府県又は市町村間で、合理的な理由のない差異が生じ、結果としてリサイクル事業を実施する事業者等において、事業を行うための調整に相当な負担が生じている場合があるとの指摘もなされています。そのようなことのないよう、例えば、都道府県において管下市町村間の再生利用指定制度に係る運用の調整を図る等、関係する都道府県又は市町村間での調整がなされることが望まれます。

#### <よくある御質問>

**Q** 一般廃棄物と産業廃棄物それぞれに該当する物を一つの車両で収集運搬したいのですが、一つの車両で運搬することは禁止されているのでしょうか。

**A** 禁止されていません。

食品リサイクルの取組においては、一般廃棄物及び産業廃棄物に該当する食品廃棄物の双方を広域的に収集する事例があります。一つの車両を使って一般廃棄物及び産業廃棄物の双方を収集運搬する場合における廃棄物処理法上の取扱いが都道府県又は市町村によって異なる場合があることが指摘されています。

一般廃棄物及び産業廃棄物それぞれに係る廃棄物処理法の規定の遵守が必要であることは当然ですが、少なくとも食品廃棄物のうち一般廃棄物に当たるもの及び産業廃棄物に当たるものの双方を一つの車両で収集運搬すること自体が否定されるものではありません。

## 参 考 資 料

- 「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（平成 26 年 10 月 17 日中央環境審議会意見具申）（報道発表資料）

<http://www.env.go.jp/press/18788.html>

### ○関連通知

- ・「行政処分の指針について」（平成 25 年 3 月 29 日付け環産発第 1303299 号）  
<https://www.env.go.jp/hourei/add/k040.pdf>
- ・「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 29 日付け環産発第 13032910 号）  
<http://www.env.go.jp/hourei/add/k041.pdf>
- ・『規制改革・民間開放推進三か年計画（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）』において平成 16 年中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成 17 年 3 月 25 日付け環産発第 050325002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知、平成 25 年 3 月 29 日環産発第 13032911 号により一部改正）

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg\\_ref/no\\_13032911.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_13032911.pdf)